

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

○職員の給与の支給に関する規則等	九
○市町村立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則	一〇
○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	一一

福島県人事委員会

職員給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十二年十一月三十日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十五号

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の六第七項第一号中「百分の百四十」を「百分の百三十」に、「百分の百八十」を「百分の百七十」に改め、同項第二号中「百分の七十」を「百分の六十」に、「百分の九十」を「百分の八十」に改める。

附則第六項を次のように改める。

6 条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対するこの規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第十一條の二 第一項第一号	定める額	定める額に百分の九十九・一を乗じて得た額
------------------	------	----------------------

第二十八條第
二項
給料及び

給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合)に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額及び現に受ける

第二十八條第
三項
受けていた給料及び

受けていた給料の月額から当該定める日に受けていた給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(当該定める日に受けていた給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該定める日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合)に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額及び当該定める日に受けていた

受ける給料及び

受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合)に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額及び現に受ける

第二十八條第
四項第一号
受けていた給料及び

受けていた給料及び

場合の

場合の給料の月額からその場合の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(その場合の給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該定める日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料

<p>第二十八条第 四項第三号</p>	<p>受けていた</p>	<p>第二十八条第 四項第二号</p>	<p>受けていた</p>
<p>受けていた給料及び</p>	<p>月額に達しない場合にあつては、その場合の給料月額から当該定める日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額」と、「受ける給料及び当該定める日において受けていた」と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及び現に受ける</p>	<p>場合の</p>	<p>月額に達しない場合にあつては、その場合の給料月額から当該定める日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及び当該定める日において受けていた」と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）」を減じた額及び現に受けるに受けていた給料及び</p>

<p>第二十八条第 四項第四号</p>	<p>場合の</p>
<p>給料の月額</p>	<p>場合の給料の月額からその場合の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（その場合の給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該定める日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、その場合の給料月額から当該定める日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額」と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額から現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）」を減じた額及び現に受ける</p>

第二十八条第
五項第一号

を同日における育児
短時間算出率で除し
て得た額及び同日に
受けていた

を当該定める日における育児短時間算出率
で除して得た額から当該定める日に受けて
いた給料月額に百分の〇・九を乗じて得た
額を当該定める日における育児短時間算出
率で除して得た額（当該定める日に受けて
いた給料月額に百分の九十九・一を乗じて
得た額を当該定める日における育児短時間
算出率で除して得た額が、当該定める日に
おいて当該職員の属する職務の級における
最低の号給の給料月額に達しない場合に
あつては、当該定める日に受けていた給料月
額を当該定める日における育児短時間算出
率で除して得た額から当該定める日におい
て当該職員の属する職務の級における最低
の号給の給料月額を減じた額）を減じた額
及び当該定める日に受けていた」と、「受
ける給料及び」とあるのは「受ける給料の
月額から現に受ける給料月額に百分の〇・
九を乗じて得た額（現に受ける給料月額に
百分の九十九・一を乗じて得た額が、現に
当該職員の属する職務の級における最低の
号給の給料月額に達しない場合にあつては、
現に受ける給料月額から現に当該職員の属
する職務の級における最低の号給の給料月
額を減じた額）を減じた額及び現に受ける

並びに当該定める日

並びに

を当該定める日にお
ける育児短時間算出
率で除して得た額並
びに同日

を当該定める日における育児短時間算出率
で除して得た額からその場合の給料月額に
百分の〇・九を乗じて得た額を当該定める
日における育児短時間算出率で除して得た
額（その場合の給料月額に百分の九十九・
一を乗じて得た額を当該定める日における
育児短時間算出率で除して得た額が、当該
定める日において当該職員の属する職務の
級における最低の号給の給料月額に達しな
い場合にあつては、その場合の給料月額を
当該定める日における育児短時間算出率で

第二十八条第
五項第二号

給料及び扶養手当の
月額の合計額の二分
の一に相当する額と

受けていた給料及び

除して得た額から当該定める日において当
該職員の属する職務の級における最低の号
給の給料月額を減じた額）を減じた額並び
に」と、「受ける給料及び」とあるのは
「受ける給料の月額から現に受ける給料月
額に百分の〇・九を乗じて得た額（現に受
ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて
得た額が、現に当該職員の属する職務の級
における最低の号給の給料月額に達しない
場合にあつては、現に受ける給料月額から
現に当該職員の属する職務の級における最
低の号給の給料月額を減じた額）を減じた
額及び現に受ける

給料の月額に育児短
時間算出率を乗じて
得た額及び同日に受
けていた扶養手当の
月額の合計額の二分
の一に相当する額と

受けていた給料の月額から当該定める日に
受けていた給料月額に百分の〇・九を乗じ
て得た額（当該定める日に受けていた給料
月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、
当該定める日において当該職員の属する職
務の級における最低の号給の給料月額に達
しない場合にあつては、当該定める日に受
けていた給料月額から当該定める日におい
て当該職員の属する職務の級における最低
の号給の給料月額を減じた額）を減じた額
に育児短時間算出率を乗じて得た額及び当
該定める日に受けていた」と、「受ける給
料及び」とあるのは「受ける給料の月額か
ら現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗
じて得た額（現に受ける給料月額に百分の
九十九・一を乗じて得た額を育児短時間算
出率で除して得た額が、現に当該職員の属
する職務の級における最低の号給の給料月
額に達しない場合にあつては、現に受ける
給料月額を育児短時間算出率で除して得た
額から現に当該職員の属する職務の級にお

<p>第二十八条第 五項第三号</p>	<p>給料の月額を同日</p>	<p>に育児短時間算出率を乗じて得た額並びに</p>	<p>ける最低の号給の給料月額を減じた額に育児短時間算出率を乗じて得た額)を減じた額及び現に受ける</p>
<p>からその場合の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(その場合の給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該定める日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、その場合の給料月額から当該定める日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額に「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を育児短時間算出率で除して得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額を育児短時間算出率で除して得た額から現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)に育児短時間算出率を乗じて得た額)を減じた額及び現に受ける</p>	<p>給料の月額から当該定める日に受けていた給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(当該定める日に受けていた給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を当該定める日における育児短時間算出率で除して得た額が、当該定める日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該定める日において当該職員の属する職務の級に属する職務の級における最低の号給の給料月額を当該定める日における育児短時間算出率で除して得た額から当該定める日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額</p>		

<p>同日に受けていた</p>	<p>並びに当該定める日</p>	<p>を減じた額に当該定める日における育児短時間算出率を乗じて得た額)を減じた額を当該定める日</p>	<p>並びに同日</p> <p>「と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率で除して得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額を現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率で除して得た額から現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)に現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額)を減じた額及び現に受ける</p>
<p>当該定める日に受けていた」と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率で除して得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額を現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率で除して得た額から現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)に現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額)を減じた額及び現に受ける</p>	<p>の月額からその場合の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(その場合の給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を当該定める日における育児短時間算出率で除して得た額が、当該定める日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、その場合の給料月額を当該定める日における育児短時間算出率で除して得た額から当該定める日において当該職員の属する職務の級に属する職務の級における最低の号給の給料月額を当該定める日における育児短時間算出率を乗じて得た額)を減じた額を当該定める日</p>		

<p>第二十八条の 受けていた</p>	<p>受ける給料及び</p>	<p>第二十八条の 三第二項 受けていた給料及び</p>	
<p>受けていた給料及び</p>	<p>受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合）に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及び現に受ける</p>	<p>受けていた給料の月額から当該異動又は公署の移転の日を受けていた給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（当該異動又は公署の移転の日を受けていた給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該異動又は公署の移転の日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合）に当該異動又は公署の移転の日を受けていた給料月額から当該異動又は公署の移転の日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及び当該異動又は公署の移転の日を受けていた</p>	<p>百分の〇・九を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率で除して得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合）にあつては、現に受ける給料月額を現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率で除して得た額から現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額）を減じた額及び現に受ける</p>
<p>第二十八条の 三第三項第二 号</p>	<p>並びに条例第十一条 の三第一項に規定す る</p>	<p>からその場合の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（その場合の給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該異動又は公署の移転の日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合）に当該異動又は公署の移転の日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及び当該異動又は公署の移転の日を受けていた」と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合）に当該職員の属する職務の級</p>	<p>三第三項第一 号 場合の</p> <p>場合の給料の月額からその場合の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（その場合の給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該異動又は公署の移転の日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合）にあつては、その場合の給料月額から当該異動又は公署の移転の日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額及び当該異動又は公署の移転の日を受けていた」と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合）に当該職員の属する職務の級</p>

<p>第二十八条の 三 第四項第一 号</p>	<p>給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額及び同日に受けていた</p>	<p>における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額及び現に受ける</p>	<p>給料の月額を当該異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額から当該異動又は公署の移転の日を受けていた給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額を当該異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額（当該異動又は公署の移転の日を受けていた給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を当該異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額が、当該異動又は公署の移転の日において当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、現に当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、現に受ける給料月額から現に当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額及び現に受ける</p>	<p>並びに条例第十一 条の三第一項に規定 する異動又は公署の 移 転の日</p>	<p>を当該異動又は公署の移転の日における育</p>
-------------------------------------	--	---	---	---	----------------------------

<p>第一項に規定する異 動又は公署の移転の 日における育児短時 間算出率で除して得 た額並びに同日</p>	<p>第二十八条の 三 第四項第二 号</p>	<p>育児短時間算出率で除して得た額からその場 合の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た 額を当該異動又は公署の移転の日における 育児短時間算出率で除して得た額（その場 合の給料月額に百分の九十九・一を乗じて 得た額を当該異動又は公署の移転の日にお ける育児短時間算出率で除して得た額が、 当該異動又は公署の移転の日において当該 職員の属する職務の級における最低の号給 の給料月額に達しない場合にあっては、そ の場合の給料月額を当該異動又は公署の移 転の日における育児短時間算出率で除して 得た額から当該異動又は公署の移転の日に おいて当該職員に属する職務の級における 最低の号給の給料月額を減じた額）を減じ た額並びに同日に受けていた」と、「受け る給料及び」とあるのは「受ける給料の月 額から現に受ける給料月額に百分の〇・九 を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百 分の九十九・一を乗じて得た額が、現に当 該職員に属する職務の級における最低の号 給の給料月額に達しない場合にあっては、 現に受ける給料月額から現に当該職員に属 する職務の級における最低の号給の給料月 額を減じた額）」を減じた額及び現に受ける</p>	<p>給料及び扶養手当の 月額合計額に、 給料の月額に育児短 時間算出率を乗じて 得た額及び同日に受 けていた扶養手当の 月額合計額に、</p>	<p>受けていた給料及び 月額合計額に、</p>	<p>受けていた給料の月額から当該異動又は公 署の移転の日における給料月額に百分の〇・ 九を乗じて得た額（当該異動又は公署の移 転の日を受けていた給料月額に百分の九十 九・一を乗じて得た額が、当該異動又は公 署の移転の日において当該職員に属する職 務の級における最低の号給の給料月額に達 しない場合にあっては、当該異動又は公署 の移転の日を受けていた給料月額から当該 異動又は公署の移転の日において当該職員</p>
--	-------------------------------------	--	--	------------------------------	---

	<p>の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額に育児短時間算出率を乗じて得た額及び当該異動又は公署の移転の日を受けていた」と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を育児短時間算出率で除して得た額が、現に当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合)は、現に受ける給料月額を育児短時間算出率で除して得た額から現に当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に育児短時間算出率を乗じて得た額)を減じた額及び現に受ける</p>
<p>並びに に育児短時間算出率を乗じて得た額並びに</p>	<p>並びに条例第十一条の三第一項に規定するからその場合の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(その場合の給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該異動又は公署の移転の日において当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合)は、その場合の給料月額から当該異動又は公署の移転の日において当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額)を減じた額に現に受ける給料に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額並びに当該」と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を育児短時間算出率で除して得た額が、現に当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合)は、現に受ける給料月額を育児短時間算出率で除して得た額から現に当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に育児短時間算出率を乗じて得た額)を減じた額及び現に受ける</p>

<p>第二十八条の三第四項第三号</p>	<p>給料の月額を同項に規定する</p>	<p>の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に育児短時間算出率を乗じて得た額)を減じた額及び現に受ける</p>
	<p>同日に受けていた</p>	<p>当該異動又は公署の移転の日を受けていた」と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額(現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率で除して得た額が、現に当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合)は、現に受ける給料月額を現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率で除して得た額から現に当該職員に属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額)を減じた額及び現に受ける</p>

<p>異動又は公署の移転の日」とあるのは「からその場合の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（その場合の給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を当該異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額が、当該異動又は公署の移転の日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、その場合の給料月額を当該異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率で除して得た額から当該異動又は公署の移転の日において当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に当該異動又は公署の移転の日における育児短時間算出率を乗じて得た額）を減じた額を当該率を乗じて得た額」とあるのは「からその場合の給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該手当の支給を受ける職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、給料月額から当該職員の属する職務の級にお</p>	<p>並びに同日</p>	<p>並びに当該異動又は公署の移転の日」と、「受ける給料及び」とあるのは「受ける給料の月額から現に受ける給料月額に百分の〇・九を乗じて得た額（現に受ける給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額を現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率で除して得た額が、現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、現に受ける給料月額を現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率で除して得た額から現に当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額に現に受ける給料月額に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額）を減じた額及び現に受ける</p>
--	--------------	---

ける最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額

附則に次の一項を加える。

7 特定職員（条例附則第七項に規定する特定職員をいう。以下この項において同じ。）以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合には、条例附則第七項の減ずる額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により得た額とする。

（平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部改正）

第二条 平成十八年改正条例第五十九号附則第七項から第九項までの規定による給料の切替えに関する規則（平成十八年福島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「差額に相当する額」の下に「（職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九・一を乗じて得た額）」を加え、同項第五号中「（昭和二十六年福島県条例第九号）」を削り、同条第二項中「相当する額」の下に「（職員の給与に関する条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九・一を乗じて得た額）」を加える。

第五条第一項中「差額に相当する額」の下に「（職員の給与に関する条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九・一を乗じて得た額）」を加える。

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正）

第三条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年福島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第十一条の二」の下に「（附則第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「得た額」の下に「（職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該経過措置基準額に百分の九十九・一を乗じて得た額）」を加え、「（昭和二十六年福島県条例第九号）」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日から引き続き特地勤務手当又は特地勤務手当に準ずる手当の支給を受ける職員のうち職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年福島県条例第五十九号）附則第七項から第九項までの規定による給料の支給を受ける職員に対する改正後の職員の給与の支給に関する規則附則第六項の規定の適用については、同項の表第二十八条第三項の項中「を減じた額及び当該」とあるのは「及

第四十条の三

給料月額

第二条 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年福島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五条の二」の下に「（新規規則附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「額が経過措置基準額」の下に「（福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される学校職員にあつては、当該経過措置基準額に百分の九十九・一を乗じて得た額。以下同じ。）」を加え、「（昭和三十五年福島県条例第五十六号）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第一条中別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

（採用給与課）

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第十七号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成十三年福島県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 職員の給与に関する条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第十五条第二項各号の規定の適用については、同項各号中「給料月額」とあるのは、「給料月額からその額に百分の〇・九を乗じて得た額（給料月額に百分の九十九・一を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあつては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額）を減じた額」とする。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、公布の日から施行する。

（採用給与課）